

「ひょうご住まいの耐震化促進事業」 を活用される県民・事業者の皆様へ

平成 29 年度から、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」の補助を受けて住宅の耐震改修工事を行う場合には、「住宅改修業者登録制度」による登録を受け、補助の実績を県ホームページで公表できる事業者との契約が必要となります。

●「住宅改修業者登録制度」とは？

一定の要件を満たす住宅改修業者を登録し、事業者に関する情報を県民に公開することにより、安心して住宅改修業者を選択できる環境を整備することを目的として、県条例に基づき創設した制度です。

※神戸市内の工事については、神戸市「選定支援システム」による登録でも可とする予定です。

●どう変わるの？

①ホームページを利用した事業者の選択が可能となります。

登録事業者を検索できるホームページを設置しており、工事場所や工事種別等に応じて適切な事業者が選択できます。

<http://support.hyogo-jkc.or.jp/support/reform/>

住宅改修業者
検索画面 工事内容による検索 ▶

住宅改修業者
検索画面 名称・番号による検索 ▶

②登録事業者が過去に実施した工事が公表されます。

ホームページでは、登録事業者が過去に実施した工事の概要（住宅の規模・工事費・耐震性能等）を公表します。ご検討中の住宅改修業者の実績や、同規模の住宅で、どの程度の費用が発生するのか判断する目安になります。

※住宅の所有者に関する情報や外観・間取り等の情報は公表されません。

③登録事業者に対し、条例に基づく指導が可能となります。

標準書式に基づく契約書を作成しなかった場合、その他定められた倫理規程を遵守しなかった場合などは勧告の対象となり、勧告に従わない場合は登録を取り消すことができます。

お問い合わせは、お住まいの市町の耐震化担当窓口、または兵庫県の下記窓口まで

◆ひょうご住まいの耐震化促進事業に関すること 兵庫県建築指導課 078-362-4340

◆住宅改修業者登録制度に関すること 兵庫県住宅政策課 078-362-3611

「住宅改修業者登録制度」への登録について (事業者の皆様向け)

① 登録による主なメリット・遵守事項

○メリット

- ・ 県民の方がリフォーム業者を探す際に、HP で登録業者を検索できるため、受注機会の拡大につながります。
- ・ 住宅耐震改修工事利子補給事業は、登録業者の実施工事に限られています。
- ・ 【平成 29 年度より追加予定】 ひょうご住まいの耐震化促進事業の補助を受けて実施する改修工事は、登録業者によるものに限られます。また、補助を受けた工事の概要（住宅の規模・工事費・耐震性能等）が公表されます。

○遵守事項

- ・ 登録申請時に誓約いただいた倫理規程の遵守
- ・ 知事が定める契約に関する指針に基づく契約の締結
- ・ 知事が指定する研修への参加

倫理規程や指針の詳細等については、HP で確認できます。

② 新規登録申請に必要な書類

兵庫県住宅改修業者 登録手続

検索

申請書、誓約書、申請者・契約主任者・技術主任者の略歴書・住民票・資格を証明する書類(原本の持参必要)、法人の登記事項証明書、建設業許可通知書(許可を受けている場合。原本の持参必要)、納税証明書、兵庫県収入証紙 10,000 円等が必要になります。申請様式のダウンロードやその他必要となる書類等については、HP をご参照ください。

<http://support.hyogo-jkc.or.jp/support/reform/gyosha/gyosya03.html>

③ 登録の申請先

| | 神戸 | 姫路 | 豊岡 |
|----|---|---|--|
| 場所 | 兵庫県住宅政策課 (県庁 1 号館 11 階) (神戸市中央区下山手通 5-10-1) | 兵庫県姫路総合庁舎 職員福利センター 3 階 大会議室 (姫路市北条 1-98) | 兵庫県豊岡総合庁舎 職員福利センター 1 階 会議室 (豊岡市幸町 7-11) |
| 日時 | 常時受付 (予約制ですの で、事前に住宅政策課まで ご連絡ください。) | 平成 28 年 8 月 24 日(水) 10 時～12 時 14 時～16 時 | 平成 28 年 8 月 22 日(月) 10 時～12 時 14 時～16 時 |

※姫路及び豊岡については、上記日時以外の受付はできません。

※新規登録申請に必要な書類をご持参いただけなかった場合は受付できません。
特に、原本確認が必要な書類はお忘れないようご注意ください。